

2018年1月31日 全13頁

恒久的施設(PE)と外国子会社合算税制の見直し

平成30年度税制改正大綱解説⑥—国際課税編

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、国際課税関連の見直しについて解説する。
- 恒久的施設(PE)の定義が見直され、課税を逃れるため、PE認定を人為的に回避することを防止する措置が導入される。保管・展示・引渡し等のために使用する場所は、その活動が準備的又は補助的なものでなければ、PEに該当することとされる。平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税等から適用される。
- 昨年度改正された外国子会社合算税制(未施行)について、追加の改正がなされている。海外M&Aを行った場合に、不要なペーパーカンパニー等の解散等グループ内組織再編の際に生じる株式譲渡益が合算対象外とされている。一定の受動的所得のみが合算対象とされる「外国金融子会社等」の定義や、二重課税の調整方法が見直されている。昨年度改正とあわせ、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

<目次>

1. はじめに	2
2. PEに関する見直し	2
(1) 現行制度及び見直しの背景	2
(2) PEの定義の見直し及び租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定の整備	3
(3) PE認定の人為的回避防止措置の導入	3
(4) 外国組合員に対する課税の特例の見直し	6
(5) 適用時期	6
3. 外国子会社合算税制の見直し	7
(1) 平成29年度改正の概要	7
(2) グループ再編時の株式譲渡益を合算対象外に	8
(3) 外国金融子会社等に関する見直し	9
(4) その他の見直し	12
(5) 適用時期	13

1. はじめに

2017年12月14日、自由民主党・公明党は「平成30年度税制改正大綱」¹（大綱）を公表した。今後、2018年の通常国会に大綱を基にした税制改正法案が提出され、年度内に改正法が成立となる見込みである。

大綱では、国際課税に関して、PE認定を人為的に回避することを防止するため、PEの定義が見直され、昨年度改正された外国子会社合算税制（未施行）について追加の改正がなされる。本稿では、これらの項目について解説する。

2. PEに関する見直し

(1) 現行制度及び見直しの背景

外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内に、その企業の支店等、事業を行う一定の場所等がなければ、その企業の事業利得に対して課税されない。この事業を行う一定の場所等は、「恒久的施設（PE; Permanent Establishment）」と呼ばれ、国際的に「PEなければ課税なし」という原則が認められている。

現行の法人税法上、以下の場所等がPEと定められている（法人税法二十二の十九、法人税法施行令4の4）。

図表1 現行法人税法上のPEの概要

支店 PE	支店、工場その他事業を行う一定の場所
建設 PE	建設、据付け、組み立てその他の作業、又はその作業の指揮監督の役務の提供で、 <u>1年を超えて行われる建設作業等を行う場所</u>
代理人 PE	以下の代理人。ただし、独立代理人（※1）を除く。 ①常習代理人：外国法人のために契約（※2）を締結する権限を有し、この権限を継続的に又は反復して行使する者（同業者代理人（※3）を除く） ②在庫保有代理人：外国法人のために資産を保管し、顧客の要求に応じて引き渡す者 ③注文取得代理人：外国法人のために注文の取得等を行う者

（※1）事業に係る業務を、外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う代理人。

（※2）外国法人が資産を購入するための契約を除く。

（※3）外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づき、その外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者。

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

PEの定義は、法人税法等の国内法だけでなく、二国間で締結される租税条約にも定義がなされており、各国間の租税条約についてのモデル条約をOECD（経済協力開発機構）が策定してい

¹ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

る。近年の国際的な課税逃れへの対策として OECD と G20 が進めた「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクト」において、モデル条約における PE の定義の見直しが勧告された。これを受け、OECD は 2017 年 12 月に PE の定義の見直しを含め、モデル条約を改訂した。この動きを受け、大綱ではわが国の国内法上の PE に関して後述の見直しがなされている。

(2) PE の定義の見直し及び租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定の整備

モデル条約では PE の定義が見直され、例えば代理人 PE の要件として改訂前は「企業の名において締結される契約であること」が求められていたが、改訂後は、この要件を満たさなくても「企業の物品の販売に関する契約であること」を満たせば代理人 PE に該当しうよう見直されている。さらに、PE に該当しないものの範囲も見直されている（後述(3)(ア)参照）²。

大綱では、PE について図表 2 のような見直しを行うこととしている。これは、モデル条約における PE の定義の見直しを踏まえ、国内法上の PE を見直すものと考えられる。しかし、大綱の表現では具体的な内容は不明であり、今後公表される法令により明らかになるとと思われる。

図表 2 PE の定義に関する見直し

支店 PE	その範囲を、国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改める
建設 PE	建設 PE を構成する場所を、国内にある建設工事を行う場所等に限定する
代理人 PE	在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定を削除する 同業者代理人に関する措置を廃止する 等

(出所) 大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

一般的に、租税条約と国内法で異なる定めがある場合、租税条約が優先的に適用される。大綱では、租税条約に国内法上の PE と異なる定めがある場合について、租税条約上の定義が優先することが改めて明らかにされた³。

(3) PE 認定の人為的回避防止措置の導入

(ア) 支店 PE に関する見直し

改訂前のモデル条約上の定義では、企業が「企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有」する場所は PE に該当しないとされていた。

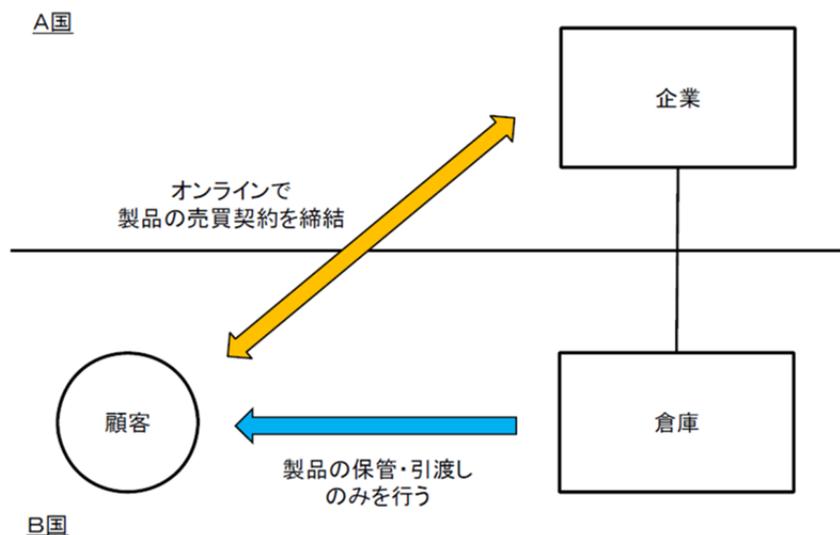
この定義について、「相当数の従業員が勤務する、製品の保管・引渡しのみを行うための巨大倉庫を保有すると、この倉庫を通じて行われる製品の保管・引渡しの活動が、企業の製品販売

² 政府税制調査会（2017 年 11 月 1 日）「財務省説明資料（国際課税について）」参照。

³ 具体的には、租税条約に国内法上の PE と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、「その租税条約上の PE を国内法上の PE とする」とされている。

事業の本質的な部分を構成し、準備的・補助的活動に該当しないとしても、倉庫では製品の保管・引渡しの活動のみしか行われないため、PE 認定の例外に該当し、企業は B 国（引用者注：図表 3 参照）に PE を有しないこととなる」という問題点が指摘されていた⁴。

図表 3 製品の保管・引渡し業務のみを行う場所を設けるケース



（出所）政府税制調査会（2017年11月1日）「財務省説明資料（国際課税について）」

そこで、モデル条約上の PE の定義について、「企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有」する場合は、その活動が「準備的又は補助的な性格のものである場合」に限って、PE に該当しないことと見直されている。

この見直しを受け、大綱では、「保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等」は、その活動が非居住者又は外国法人（「非居住者等」）の事業の遂行にとって「準備的又は補助的な機能を有するものである場合」に限り、PE に含まれない（準備的又は補助的な機能でない場合は、PE に該当する）こととされている。

さらに、事業の一部をグループ内の他の者に行わせることにより、PE 認定を回避することを防止する措置も設けられている。具体的には、上記の取扱いは、次の場合には適用しないとされている。

（事業を行う一定の場所を有する）非居住者等と密接に関連する者（※1）が当該一定の場所等において事業活動を行う等の場合において、当該一定の場所等がその者の PE を構成する等の一定の要件に該当するとき（※2）

（※1）その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合 50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者。

（※2）当該事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。

⁴ 脚注 2 資料参照。

(イ) 建設 PE に関する見直し

図表 1 に記載の通り、現行法令上、建設 PE は、建設工事等の期間が「1 年超」であることが要件となっている。大綱では、契約を分割して建設工事等の期間を 1 年以下とすることにより、建設 PE の認定を回避することを防止する措置が導入されている⁵。

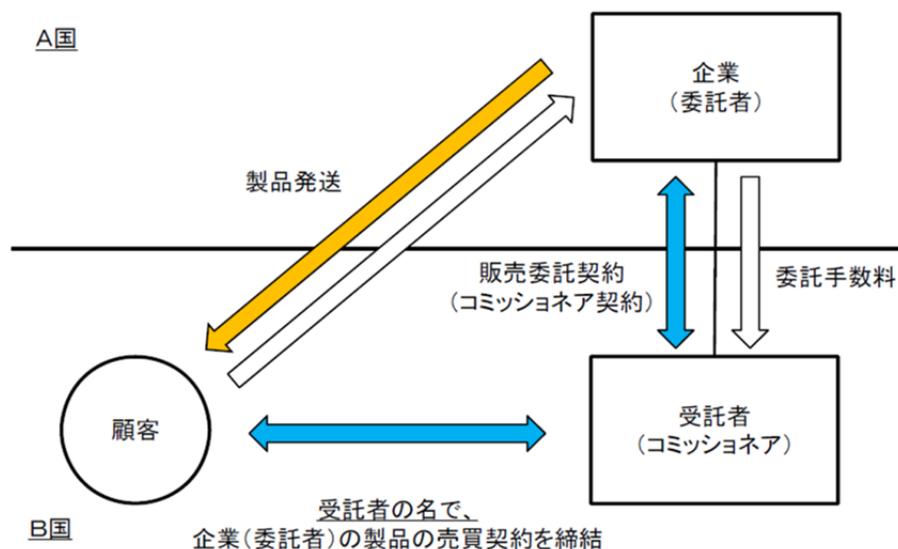
(ウ) 代理人 PE に関する見直し

(A) 販売委託契約に関する手当て

改訂前のモデル条約の代理人 PE は、「企業の名において契約を締結する権限を有する」（企業の代理人である）ことが要件とされていた。

この定義について、「企業が B 国（引用者注：図表 4 参照）の受託者と販売委託契約（コミッションネア契約）を締結し、受託者が受託者の名において企業（委託者）の製品の販売契約を締結すると、代理人 PE の要件（中略）に該当しないため、企業は B 国に PE を有しないこととなる」という問題点が指摘されていた⁶。

図表 4 販売委託契約を締結するケース



（出所）政府税制調査会（2017 年 11 月 1 日）「財務省説明資料（国際課税について）」

そこで、モデル条約の代理人 PE の定義が、「企業の名において締結される契約であること」という要件を満たす場合のほか、「企業の物品の販売に関する契約であること」という要件を満たす場合なども代理人 PE に該当しうるように見直された。

この見直しを踏まえ、大綱では、代理人 PE の範囲に次の者が加えられている。

⁵ 具体的には、「契約を分割して建設工事等の期間を 1 年以下とすることにより建設 PE を構成しないことがその契約の分割の主たる目的の一つであった場合には、分割された期間を合計して判定を行うこととする」とされている。

⁶ 注 2 資料参照。

国内において非居住者等のために、その事業に関し反復して、「非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約」を締結し、又はその契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者

(B) 関連企業等を独立代理人から除外

図表 1 の通り、独立代理人は代理人 PE から除外される。大綱では、独立代理人の範囲から以下の者が除外されている。

専ら又は主として、一又は二以上の自己と密接に関連する者（※）に代わって行動する者

（※） その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合 50%超の関係その他の支配・被支配の関係にある者。

(4) 外国組合員に対する課税の特例の見直し

ベンチャーや再生企業等にファンドを通じた海外資金を呼び込むため、投資事業有限責任組合等に出資を行う非居住者等について、課税の特例が設けられている⁷。具体的には、投資組合の有限責任組合員であること等、一定の要件を満たす非居住者等は、国内に PE を有しないとみなされる（租税特別措置法（措法）41 の 21）。

この課税の特例について、大綱では「PE 帰属所得（投資組合契約に基づいて行う事業に係る PE に帰せられる一定のものに限る。）に対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組する」とされている。この見直しは、大綱が PE の定義を見直していることを受け、PE の範囲にずれが生じないように、上記の課税の特例についても PE の範囲を規定するのではなく、直接的に所得税等を非課税とする形式に改めたものと考えられる。

(5) 適用時期

(2) ～ (4) の見直しの適用時期は以下の通りである。

①所得税	: 平成 31 年分以後の所得税
②法人税	: 平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税
③個人住民税	: 平成 32 年度分以後の個人住民税
④法人住民税及び事業税	: 平成 31 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人住民税及び事業税

⁷ 経済産業省ウェブサイト

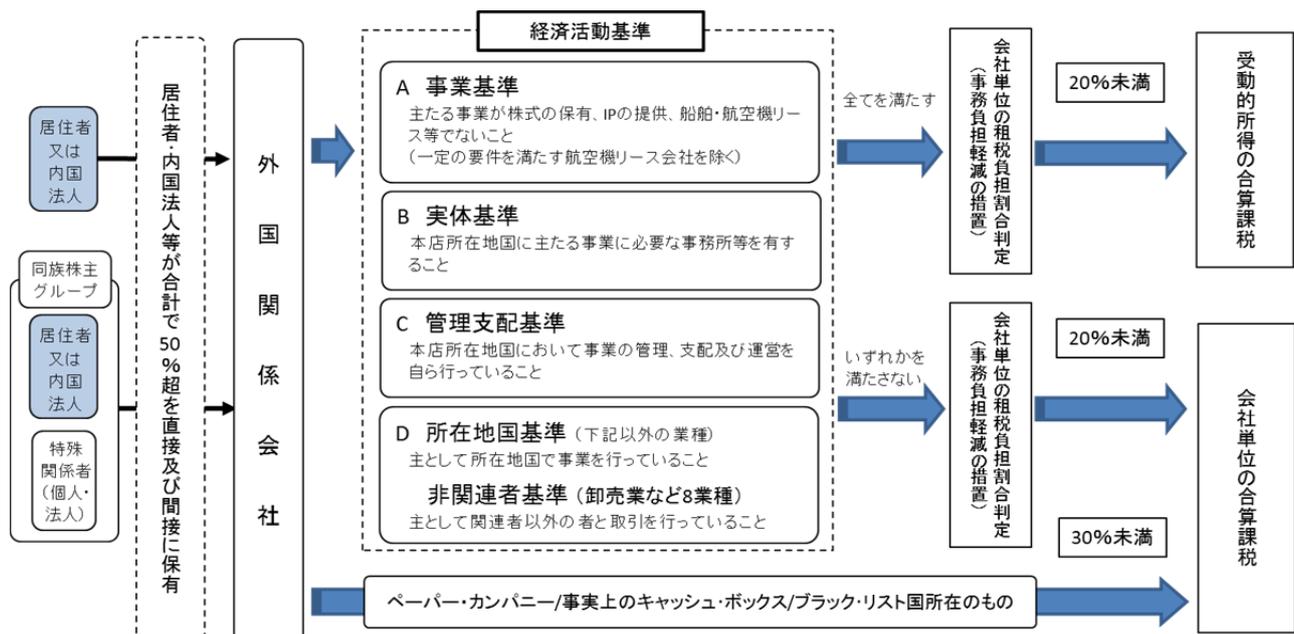
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/fund_tokurei.htm) 参照。

3. 外国子会社合算税制の見直し

(1) 平成 29 年度改正の概要

外国子会社合算税制とは、外国子会社等を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社等の所得を、持分割合に応じて日本の親会社の所得に合算し、日本で課税する制度である。平成 29 年度の税制改正で大幅に改正されており、改正内容は、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

図表 5 平成 29 年度改正後の外国子会社合算税制の全体像



(出所) 財務省「平成 29 年度税制改正の解説」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 のように、居住者・内国法人等が合計で 50% 超を保有する外国法人（「外国関係会社」）の所得のうち持分割合分が、外国関係会社の種類に応じて、次のように日本の親会社の所得に合算される。

図表 6 外国関係会社の所得合算

	用語	合算対象の所得	合算の条件
ペーパーカンパニー等に該当する場合	特定外国関係会社	全所得 (※)	租税負担割合が 30% 未満
ペーパーカンパニー等に該当しない場合	「経済活動基準」の全てを満たす場合 銀行業、金融商品取引業、保険業を行う一定のもの	外国金融子会社等	租税負担割合が 20% 未満
	「経済活動基準」のいずれかを満たさない場合 上の欄に該当しないもの	部分対象外国関係会社	
	「経済活動基準」のいずれかを満たさない場合	対象外国関係会社	全所得 (※)

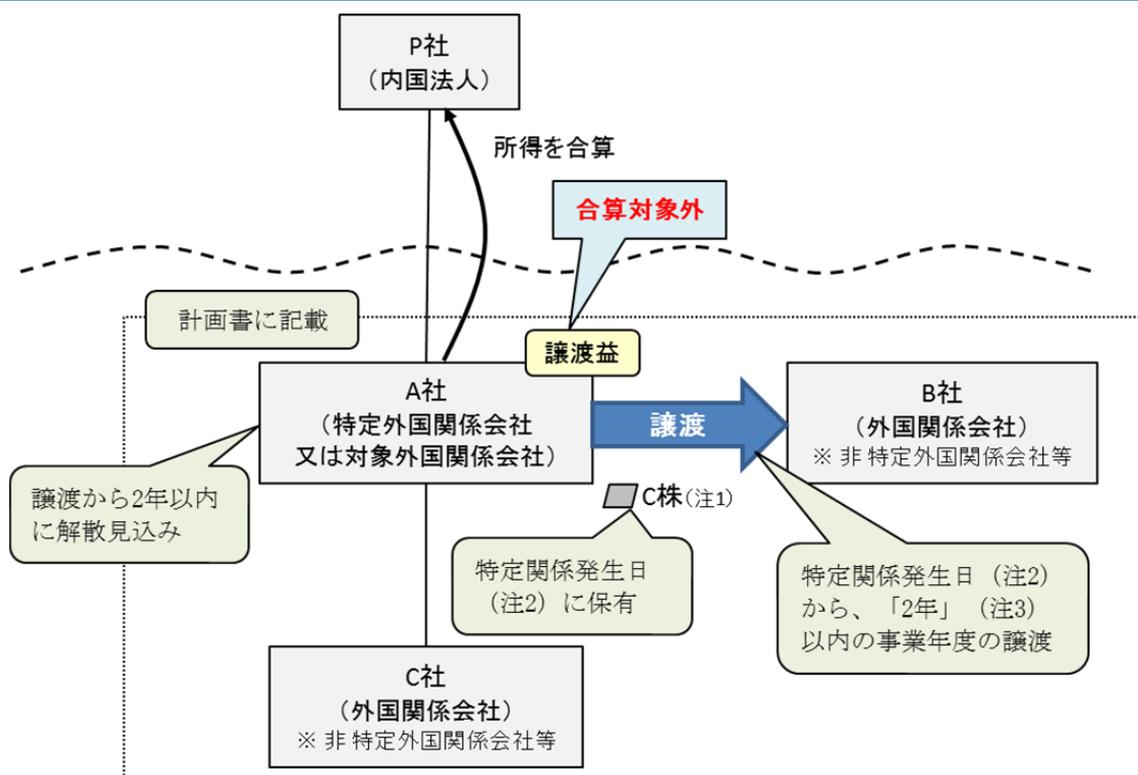
(※) 一定の配当や繰越欠損金の控除等の調整を行う。

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) グループ再編時の株式譲渡益を合算対象外に

日本企業が海外で M&A を行った際、買収後の経営統合の一環として、不要なペーパーカンパニーの解散等、グループ内組織再編を行うことが考えられる。大綱では、ペーパーカンパニー等である外国子会社が、保有しているグループ会社株式を他のグループ会社に譲渡した場合、一定の条件を満たせば、譲渡益を合算対象から除外することとされている。

図表 7 グループ再編時の株式譲渡益を合算対象から除外



(注 1) C 株を P 社に譲渡する場合も、譲渡益が合算対象外となりうる。

(注 2) P 社による A 社に係る直接・間接の株式保有割合等が 50%を超えた日。

(注 3) A 社の 2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の場合、「5 年」。

(出所) 大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

具体的には、「特定外国関係会社」又は「対象外国関係会社」（図表 6 の用語参照）（「特定外国関係会社等」）⁸（図表 7 の A 社）が、「外国関係会社（特定外国関係会社等に該当するものを除く）」（図表 7 の C 社）の株式等（対象株式等）を譲渡した場合、以下の条件等を満たせば、譲渡益⁹が合算対象から除外される。

①以下に記載した計画書に基づいていること

—外国関係会社に該当することとなった外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等

②以下の期間内に譲渡したこと

(a) 原則として、「特定関係発生日」(※) から、その日以後 2 年経過する日までの期間内の

⁸ 一定の内国法人が株主等である特定外国関係会社又は対象外国関係会社を除く。

⁹ 対象株式等を発行した外国関係会社（C 社）の合併、解散による残余財産の分配その他の事由に伴って特定外国関係会社等（A 社）において生ずる対象株式等（C 社株式）の譲渡による利益の額は除く。

日を含む各事業年度

- (b) (特定外国関係会社等 (A 社) の) 2018 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の場合、「特定関係発生日」から、その日以後 5 年経過する日までの期間内の日を含む各事業年度

③譲渡先が、以下のいずれかであること

- (a) 当該特定外国関係会社等に係る内国法人 (P 社)
 (b) 他の外国関係会社 (特定外国関係会社等に該当するものを除く) (B 社)

④譲渡日から 2 年以内に、譲渡をした特定外国関係会社等 (A 社) の解散が見込まれること

⑤特定外国関係会社等 (A 社) が、対象株式等を「特定関係発生日」に有していること

(※) 居住者等株主等 (P 社) による特定外国関係会社等 (A 社) に係る直接・間接の株式保有割合等が 50%を超えた日

上記の通り、譲渡をする者は、ペーパーカンパニー等又は、経済活動基準のいずれかを満たさない外国関係会社 (特定外国関係会社等) であることが条件となっている。一方、譲渡先の会社、及び譲渡の対象となる株式等の発行会社は、特定外国関係会社等でない (経済活動基準を全て満たす) 外国関係会社¹⁰であることが条件となっている。

(3) 外国金融子会社等に関する見直し

(ア) 経済活動基準の見直し

図表 5 のように、経済活動基準の一つとして「事業基準」(主たる事業が株式の保有、知的財産権の提供、船舶・航空機リース等でないこと) が定められている。この事業基準について、大綱では、「株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち外国金融子会社等に相当する金融持株会社」について、事業基準を満たすこととするとされている。そのため、これに該当する金融持株会社は、経済活動基準の事業基準以外の基準も満たせば、受動的所得のみが合算課税の対象となる。

(イ) 外国金融持株会社の定義の見直し

平成 29 年度改正では、外国金融子会社等に該当する「外国金融持株会社」は、以下の要件の全てを満たすものと定義されている (平成 29 年度改正後の措特 66 の 6②七、租税特別措置法施行令 39 の 17①)。なお、下記の「外国金融機関」は、本店所在地国の法令に準拠して、銀行業、第一種金融商品取引業又は保険業を行う等の要件を満たす「部分対象外国関係会社」を指す。下記の (※) は、当該外国金融持株会社が、発行済株式等の 50%超を有するものに限る。

- ①一の内国法人によって、その発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている「部分対象外国関係会社」であること
 ②専ら以下の会社の経営管理及び附帯業務を行っており、外国金融機関 (※) の株式等を有していること
 (a) 外国金融機関 (※)

¹⁰ 枠囲み③(a)の通り、譲渡先は、当該特定外国関係会社等に係る内国法人も認められる。

- (b) 他の外国金融持株会社 (※)
- ③役員又は使用人が、以下の会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要な業務の全てに従事していること
- (a) 外国金融機関 (※)
- (b) 他の外国金融持株会社 (※)
- ④当期末の貸借対照表に計上された帳簿価額について、以下を満たしていること
- $$\frac{\text{外国金融機関 (※) 及び他の外国金融持株会社 (※) の株式等の額の合計額}}{\text{総資産の額} - \text{外国金融機関 (※) 及び他の外国金融持株会社 (※) への貸付金の額}} > 75\%$$

大綱では、上記の外国金融持株会社の定義が次のように見直されている(斜字体が変更箇所)。なお、下記の(※)は、当該外国金融持株会社が、発行済株式等の50%超を有するものに限る。

- ①一の内国法人及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人によって、その発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている「部分対象外国関係会社」であること
- ②専ら以下の会社の経営管理及び附帯業務を行っており、外国金融機関(※)の株式等を有していること
- (a) 外国金融機関(※)
- (b) 他の外国金融持株会社(※)
- (c) 外国金融機関(「一定の中間持株会社」が発行済株式等の50%超を有するもの)
- (d) 他の外国金融持株会社(「一定の中間持株会社」が発行済株式等の50%超を有するもの)
- ③役員又は使用人が、以下の会社の経営管理を的確に遂行するために通常必要な業務の全てに従事していること
- (a) 外国金融機関(※)
- (b) 他の外国金融持株会社(※)
- (c) 外国金融機関(「一定の中間持株会社」が発行済株式等の50%超を有するもの)
- (d) 他の外国金融持株会社(「一定の中間持株会社」が発行済株式等の50%超を有するもの)
- ④当期末の貸借対照表に計上された帳簿価額について、以下の両方を満たしていること
- (a)
- $$\frac{\text{外国金融機関(※)、他の外国金融持株会社(※)、}「一定の中間持株会社」(※)\text{及び}「一定の従属関連業務子会社」(※)\text{の株式等の額の合計額}}{\text{総資産の額} - \text{外国金融機関(※)、他の外国金融持株会社(※)、}「一定の中間持株会社」(※)\text{及び}「一定の従属関連業務子会社」(※)\text{への貸付金の額}} > 75\%$$
- (b)
- $$\frac{\text{外国金融機関(※)、他の外国金融持株会社(※)及び}「一定の中間持株会社」(※)\text{の株式等の額の合計額}}{\text{総資産の額} - \text{外国金融機関(※)、他の外国金融持株会社(※)及び}「一定の中間持株会社」(※)\text{への貸付金の額}} > 50\%$$

(A) 「一定の中間持株会社」の定義

上記の「一定の中間持株会社」は、以下の要件の全てに該当する「特定外国関係会社」又は「対象外国関係会社」である。なお、下記の(※)は、当該中間持株会社が、発行済株式等の50%

超を有するものに限る。

- ①外国金融持株会社の判定対象となる部分対象外国関係会社（判定対象金融持株会社）が、発行済株式等の 50%超を保有していること
- ②本店所在地国が、以下の本店所在地国と同一であること
 - (a) 判定対象金融持株会社
 - (b) いずれかの外国金融機関（発行済株式等の 50%超を有するものに限る）
- ③一又は二以上の外国金融機関の株式等を有すること
- ④以下の両方を満たしていること
 - (a)

$$\frac{\text{外国金融機関（※）、他の外国金融持株会社（※）及び「一定の従属関連業務子会社」（※）の株式等の額の合計額}}{\text{総資産の額－外国金融機関（※）、他の外国金融持株会社（※）及び「一定の従属関連業務子会社」（※）への貸付金の額}} > 75\%$$
 - (b)

$$\frac{\text{外国金融機関（※）及び他の外国金融持株会社（※）の株式等の額の合計額}}{\text{総資産の額－外国金融機関（※）及び他の外国金融持株会社（※）への貸付金の額}} > 50\%$$

(B) 「一定の従属関連業務子会社」の定義

上記の「一定の従属関連業務子会社」は、以下のいずれかの業務を行う外国関係会社のうち、一定の要件を満たすものである。

- ①関連者の営む事業に従属する業務
- ②銀行業、第一種金融商品取引業若しくは保険業に付随し、若しくは関連する業務

(C) 外国金融機関に対する出資規制がある場合の手当て

上記の要件では、「発行済株式等の 50%超を有する外国金融機関」が対象とされている。しかし、外国金融機関の所在地国の法令等により、外資による出資が規制されている場合がありうる。大綱では、このような場合の外国金融持株会社の判定について手当てがなされている。具体的には、「発行済株式等の 50%超を有する外国金融機関」には、以下の要件の全てを満たす外国法人が含まれることとされている。

- ①その本店所在地国の法令に準拠して、銀行業、第一種金融商品取引業又は保険業を行う外国法人であること
- ②その本店所在地国において、その役員又は使用人が、①の事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している「部分対象外国関係会社」に該当すること
- ③法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その発行済株式等の 50%超の保有が認められないこと
- ④その議決権の 40%以上を有し、かつ、次のいずれかのことが推測される一定の事実が存在すること
 - (a) その財務及び事業の方針の決定を支配していること
 - (b) その財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができること

(ウ) 解散した外国金融子会社等の扱い

大綱では、外国金融子会社等が解散した場合に、3年間、一定の金融所得を合算対象外とすることとされている。

具体的には、外国金融子会社等が、解散により外国金融子会社等に該当しない部分対象外国関係会社に該当することとなった場合、原則として「3年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度」において、一定の金融所得を合算対象としないこととされている。

(エ) 英国ロイズ市場における保険子会社の要件の緩和

図表6の通り、外国関係会社のうち一定の条件を満たすものは「外国金融子会社等」として、一定の受動的所得が合算対象となる。「外国金融子会社等」に該当するかの判定に関して、大綱では、英国ロイズ市場における保険会社の組織のあり方を踏まえた手当てがなされている。

具体的には、「英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合には、これらを一体として外国金融子会社等の該当要件の判定を行うこととする」とされている¹¹。

(4) その他の見直し

(ア) 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合

平成29年度改正前の制度（現行制度）では、無税国に所在する外国関係会社であれば（第三国に所在する支店等に課税され、租税負担割合が20%以上となる場合であっても）所得合算の対象とされている。平成29年度改正により、無税国に所在する外国関係会社も、他の外国関係会社と同様に租税負担割合の計算を行い、所得合算の対象となるか判定を行うこととされた。

大綱では、改めて無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合が次のように定められた（ただし、所得がない又は欠損となる場合は、租税負担割合=0%）。

$\text{租税負担割合} = \frac{\text{租税の額}}{\text{所得の金額（※）} - \text{受ける配当等の額}}$

（※）決算に基づく所得の金額につき、税法令がある国に所在する外国関係会社が計算する場合と同様の調整を加えて計算した額

(イ) 合算対象から除外されるグループファイナンスに係る利子の制限

部分対象外国関係会社の合算対象となる一定の受動的所得には、原則として利子等が含まれる。ただし、一定のグループファイナンス会社に関連者等に対して行う貸付けに係る利子は、合算対象から除外されている。

¹¹ さらに、「英国ロイズ市場以外で、保険委託者と保険受託者を別会社とした上で、現地の法令に従って、これらが一体となって保険業を営む場合も同様とする」とされている。

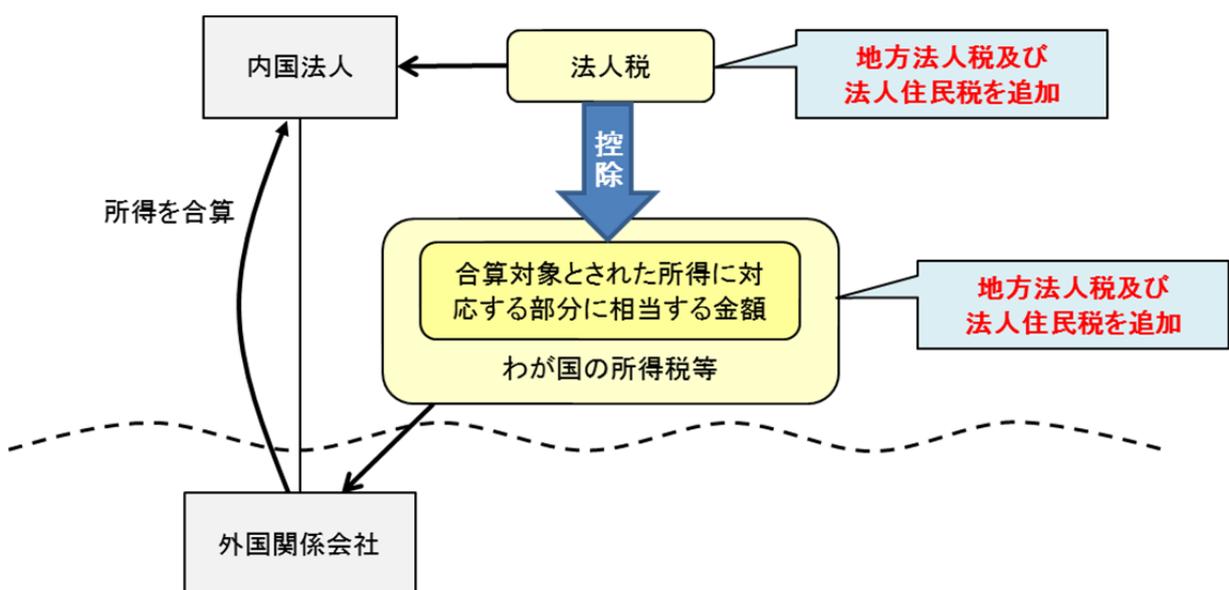
大綱では、合算対象から除外される関連者等に対する金銭の貸付けに係る利子について、その関連者等から「個人を除外する」とされている。

(ウ) 二重課税の調整の見直し

外国関係会社が、わが国の国内源泉所得を有していたり、わが国に支店を有していたりする場合、わが国の課税対象となりうる。平成 29 年度改正後の制度では、二重課税の調整のため、外国関係会社に課されたわが国の所得税等（所得税、復興特別所得税及び法人税）の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額を、その外国関係会社に係る内国法人の法人税の額から控除することとされている。

大綱ではこの二重課税の調整方法が見直されている。具体的には、外国関係会社に対して課されたわが国の所得税等、**地方法人税及び法人住民税**の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額を、その外国関係会社に係る内国法人の法人税、**地方法人税及び法人住民税**の額¹²から控除するとされている。

図表 8 二重課税の調整の見直し



(出所) 大綱を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) 適用時期

(2) ~ (4) の見直しは、平成 29 年度改正と同じく、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用するとされている。そのため、平成 29 年度改正と今回の見直しが、まとめてこの時期から適用されることとなる。

(以上)

¹² 法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を、法人住民税の額から控除する。